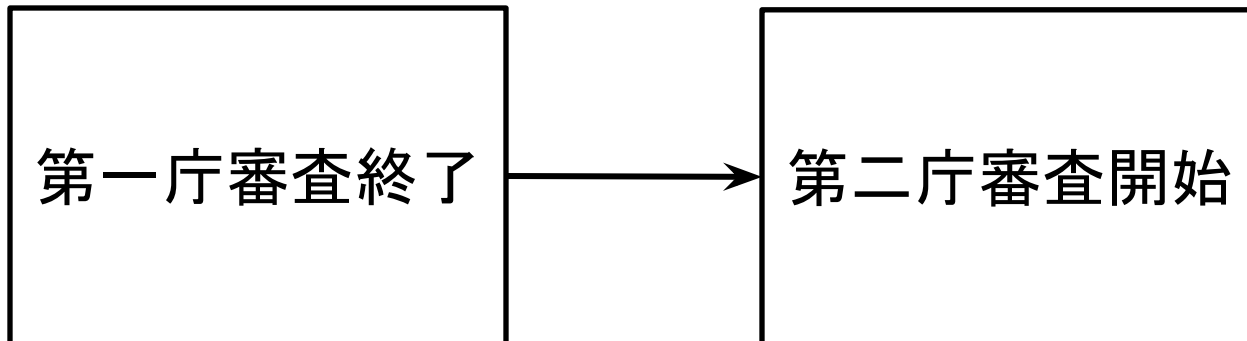


日米協働調査試行プログラム (CSP)



2022年6月28日
弁理士・米国弁護士 龍華明裕

特許審査ハイウェイの問題点



- ・第一庁の審査の終了後、第二庁が審査を開始する。
- ・第一庁は、第二庁の審査結果を利用することができない。
- ・第二庁への出願にあたって、第一庁で特許可能と判断された請求項に合わせた補正が必要。

日米協働調査試行プログラム(CSP) では、2か国が同時に審査を行う

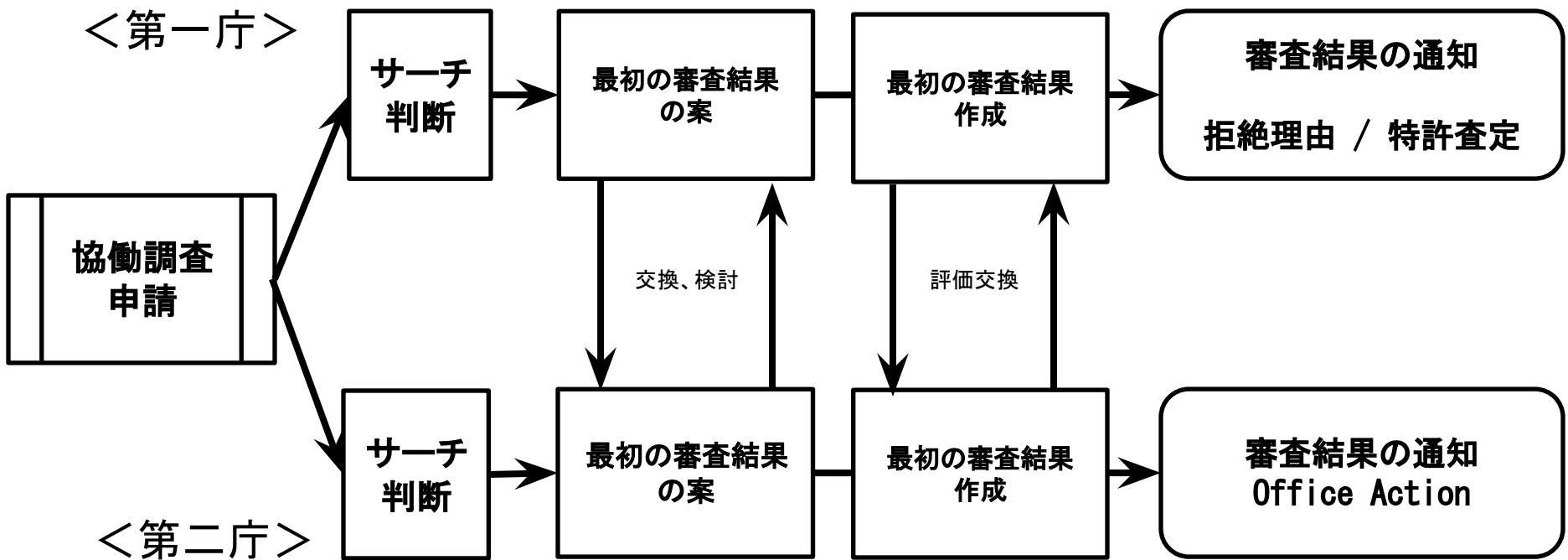
- ・日米／米韓プログラム:

拒絶理由通知前に両庁が、並行して調査を行う。

- ・両庁で最初の審査結果案を交換し、互いの案を検討した上で審査結果を作成する。

- ・CSP申請が認められてから最初の審査結果が発送されるまで概ね6か月。

CSP: 審査前の並行調査



日米協働調査試行プログラムの要件

- 1出願あたり請求項20以下、独立項3以下
- 全独立請求項に対し、相手庁で対応する独立請求項を有する対応出願がある
- 対応する独立請求項の最先の優先日が同じ
- 両庁に申請する
- 審査が開始されていない
- 事業戦略対応まとめ審査、早期審査、スーパー早期審査を申請していない

公開条件は不要

公開されていない場合

日米CSPでは、下記の書類を提出すると非公開でも可

- ・未公開の出願へのアクセスの許可書
- ・出願の写し
- ・請求項の翻訳文

日本特許庁に対しては、PA2260@jpo.go.jp（審査第一部 調整課 審査企画室）へ対応米国出願の請求項の写しをメールで送信する。かならずパスワードを付すこと。

出願人の利益

- 出願の審査順序が繰り上がるので、
審査報告と最終処理を早く得ることができる
- 複数の官庁で審査を受け、
より一貫性のある審査結果を得ることにより、
一層確実な権利を取得ができる
- 日本特許庁／韓国特許庁の審査官が最初の審査
結果において示した文献につき、IDS提出の負
担が軽減される。
- 無料

CSP試行期間

■ 日本との試行プログラム:

- 第3期:400件 / 年 (200件 / 年・先調査国)
- 第1期(最初の3年)で申請37件
(内8件をRYUKAが申請)

■ 韓国との試行プログラム:

- 400件 / 年 (200件 / 年・最先の優先権の基礎国)